

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年12月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成30年度東広島市地域センター床清掃業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300030 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市の各地域センターの床面の清掃を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市板城地域センターほか7施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞建築物清掃
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 東広島市清掃業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年12月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年12月20日～平成31年1月21日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年12月20日～平成31年1月7日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 地域づくり推進課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 / ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年1月10日～平成31年1月21日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年1月17日～平成31年1月18日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年1月21日 午前10時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度東広島市地域センター床清掃業務仕様書

1 業務名

平成30年度東広島市地域センター床清掃業務

2 履行場所

東広島市板城地域センターほか7施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

4 業務対象施設の名称

別紙「施設一覧及び作業の内容等」のとおり。

5 業務内容

東広島市地域センター各箇所における清掃業務

6 業務目的

汚れの除去及び建築物部材の保護を行い、建築物の美観の維持及び劣化の抑制を図ることで快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資する。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市清掃業務共通標準事項（以下、「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者との協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。
- (4) 業務の実施に伴い生ずる廃液については、受注者において、水質汚濁防止法及び廃棄物処理法等関係法令に従い適正に処理すること。また、処理に要する費用は、受注者の負担とする。

8 対象施設の種類、数量等

別紙「施設一覧及び作業の内容等」のとおり。

9 業務詳細

(1) 弾性床

弾性床の作業内容は次のとおりとし、床材に適した洗剤を使用すること。

1 表面洗淨	<p>①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗淨水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>②隅は自在箒、広い場所はフロアダスター又は自在箒で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>③床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>④洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p> <p>⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑥2 回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。</p> <p>⑧樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1 回（格子塗り）とする。</p> <p>⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>
2 剥離洗淨	<p>①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗淨水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>②隅は自在箒、広い場所はフロアダスター又は自在箒で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>③剥離用パッドを装着した床磨き機で洗淨する。</p> <p>④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。</p> <p>⑥床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。</p> <p>⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑧3 回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>⑨樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥後塗り重ねる。</p> <p>⑩樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として3 回（格子塗り）とする。</p> <p>⑪移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>

(2) 木床（フローリング）

木床（フローリング）の作業内容は次のとおりとし、床材に適した洗剤を使用すること。

表面洗淨	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗淨水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ②隅は自在箒、広い場所はフロアダスター又は自在箒で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。 ④洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。 ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥モップで3回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 ⑦樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。
------	--

※床材質の変色、変形を防ぐために極力水の使用を少なめにする。

10 建築物環境衛生管理について

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理との関係）

項目	当施設・当業務の状況
特定建築物の該当	該当なし
建築物環境衛生管理	当業務に含まない。
建築物環境衛生管理技術者の選任	なし

発注者が別途選任した建築物環境衛生管理技術者がある場合は、当該者の監督の下で衛生的環境の確保に努めること。

11 その他

(1) 部分払い

①本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
各月履行分	当該月までに実施し完了報告があった施設分の委託料として発注者が協議し受注者が承諾した額	部分払（部分引渡し）
上記以外	残額	完了払

②部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

1 2 特記事項

- (1) 実施日については発注者との協議により決定すること。
- (2) 具体的な実施時間については、地域センター職員と調整すること。
- (3) 駐車場については利用者の妨げにならない様に配慮して使用すること。
- (4) 報告書については、全ての作業が終了した時点で、各施設の実施状況について作業写真等を添付してまとめ、履行期間内に発注担当課まで提出すること。

【施設一覧及び作業の内容等】

御菌宇地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
大ホール	フローリング	200	表面洗浄
事務室	弾性床	12	
研修室		32	
玄関ホール		13	
ロビー		39	
廊下		40	
実習室		44	
計			

高屋東地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
大研修室[ステージ除く]	弾性床	106	表面洗浄
事務室		22	
調理実習室		39	
図書室		32	
会議室1・2		65	
視聴覚室		41	
ロビー、廊下、階段		87	
計			

郷田地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
ホール	フローリング	391	表面洗浄
計		391m ²	

高屋西地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
ホール	弾性床	269	表面洗浄
事務室		24	
応接室		8	
研修室2		27	
研修室3		81	
研修室4		14	
調理実習室		40	
廊下、階段等		159	
計		622m ²	

板城地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
大ホール	フローリング	200	表面洗浄
研修室	弾性床	47	
調理室		45	
事務室		13	
図書コーナー		19	
玄関ホール		13	
廊下		66	
計			

高美が丘地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
イベントホール	フローリング	294	表面洗浄
玄関ロビー廊下	弾性床	192	
事務室		20	
研修室		65	
調理実習室		74	
計			

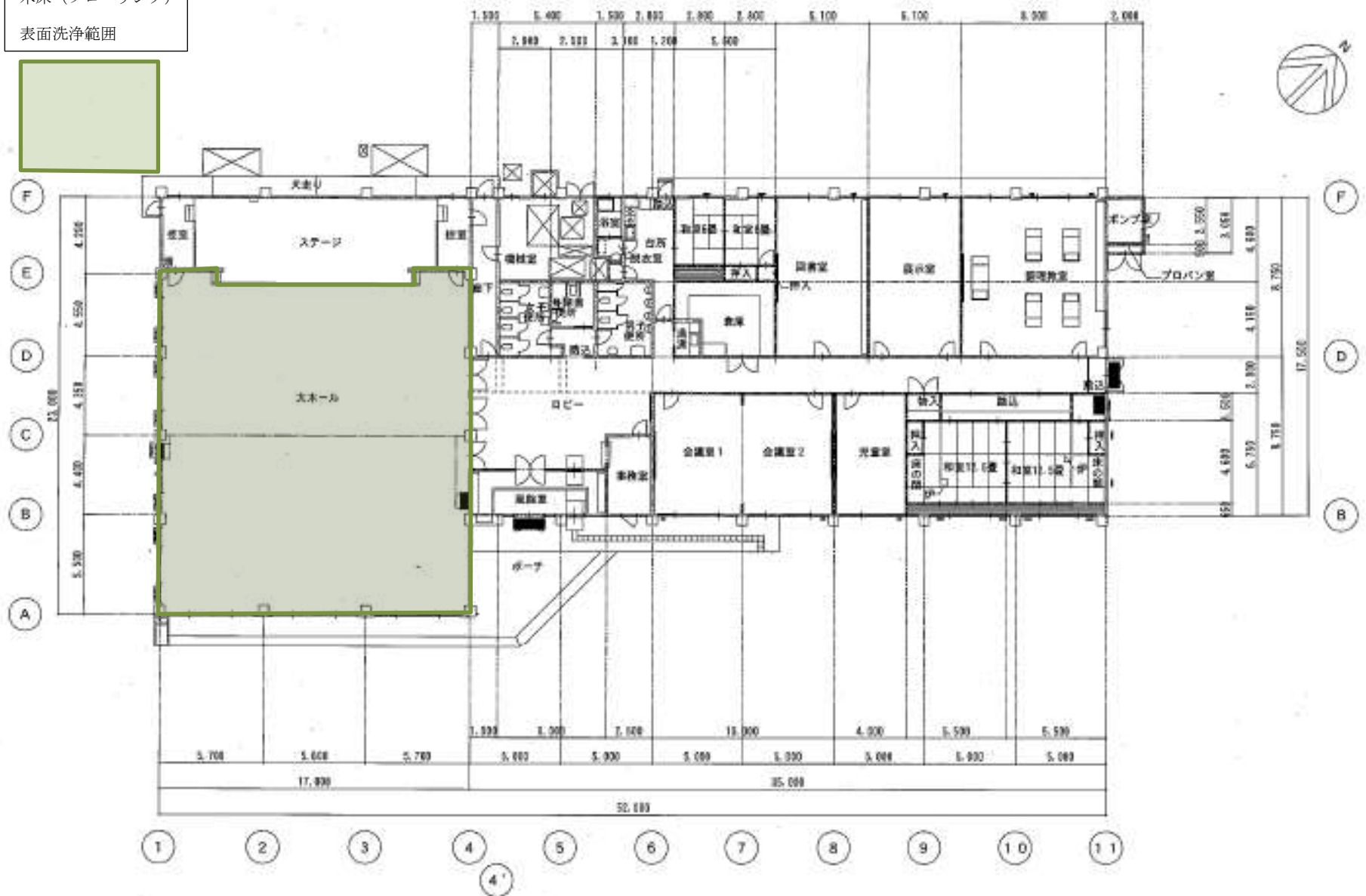
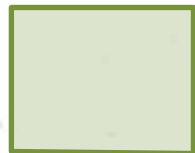
八本松地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
ホール	弾性床	231	表面洗浄
研修室1・2・3・4・5		213	
調理実習室		45	
事務室		11	
応接室		13	
配膳室・2階配膳室		30	
廊下、階段等		269	
計			

東西条地域センター			
作業場所	床材質	清掃面積(m ²)	作業内容
ホール	フローリング	292	表面洗浄
調理室	弾性床	60	剥離洗浄
視聴覚室		36	
研修室		36	
事務室		19	
児童室(自治協事務所)		17	
交流フロア		160	
廊下		32	
計			

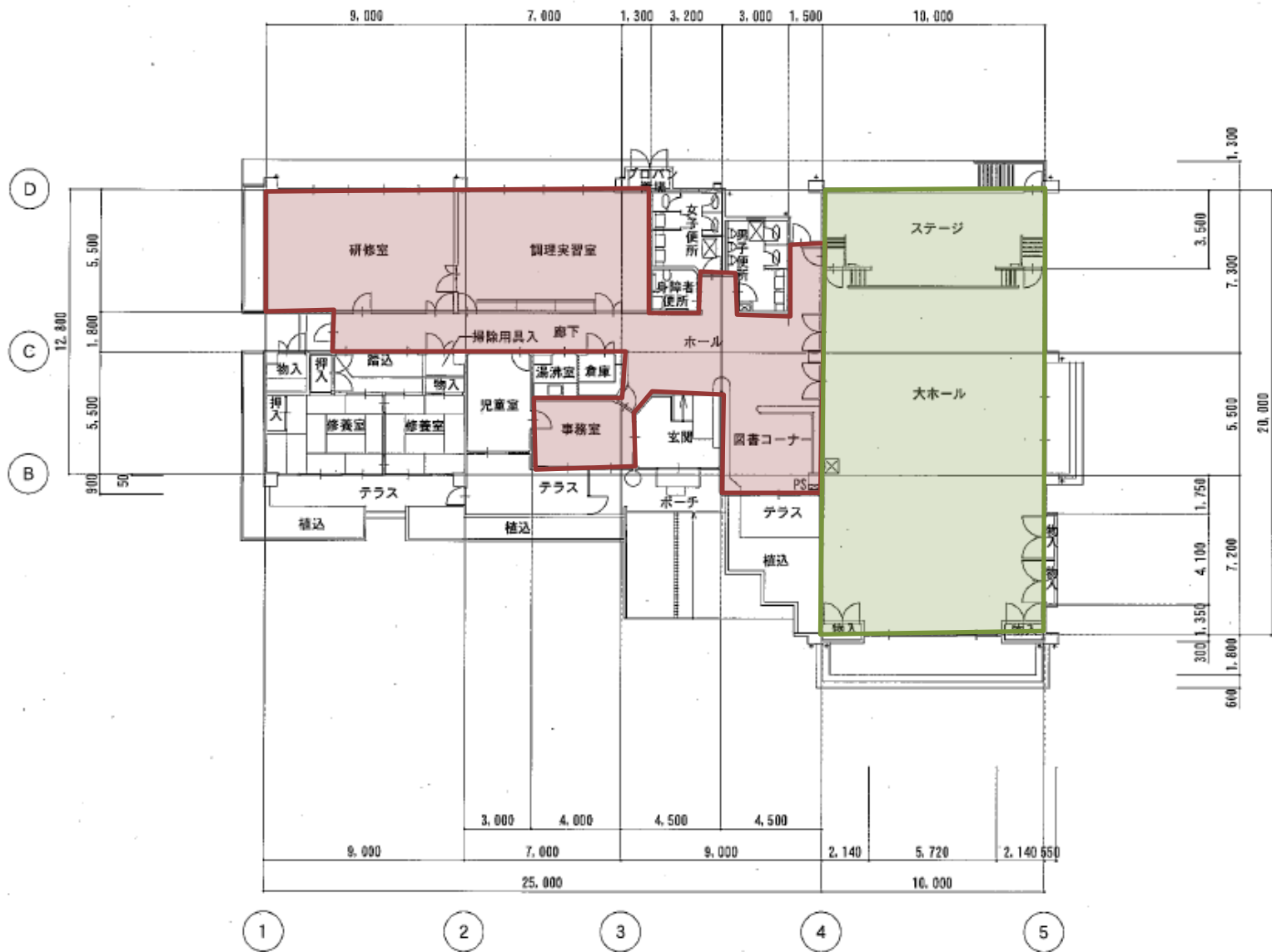
小計	弾性床材面積	2,920 m ²
	フローリング床材面積	1,377 m ²
合計	床面積合計	4,297 m ²

木床 (フローリング)

表面洗浄範囲



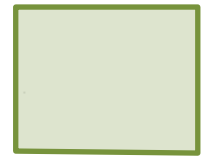
1階平面図 S=1/200



弾性床
表面洗浄範囲

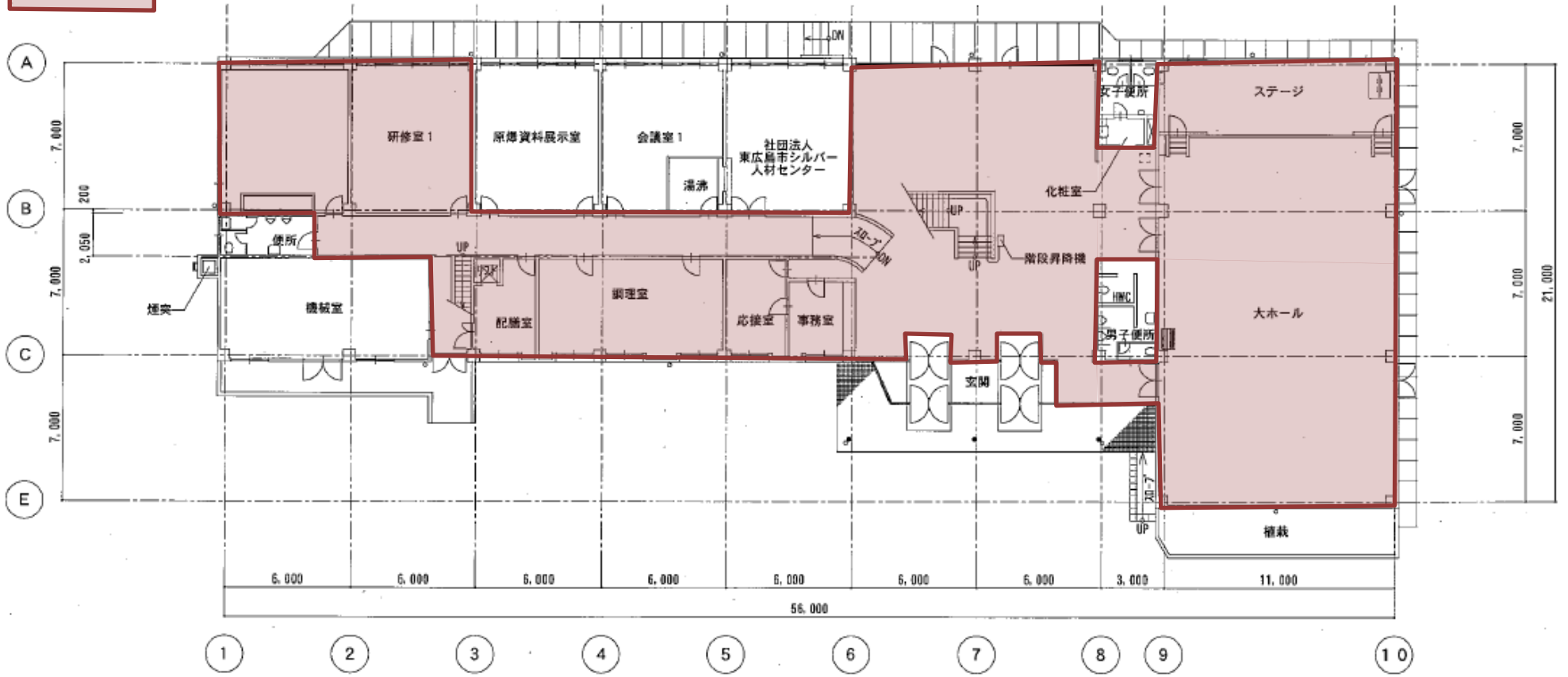


木床 (フローリング)
表面洗浄範囲



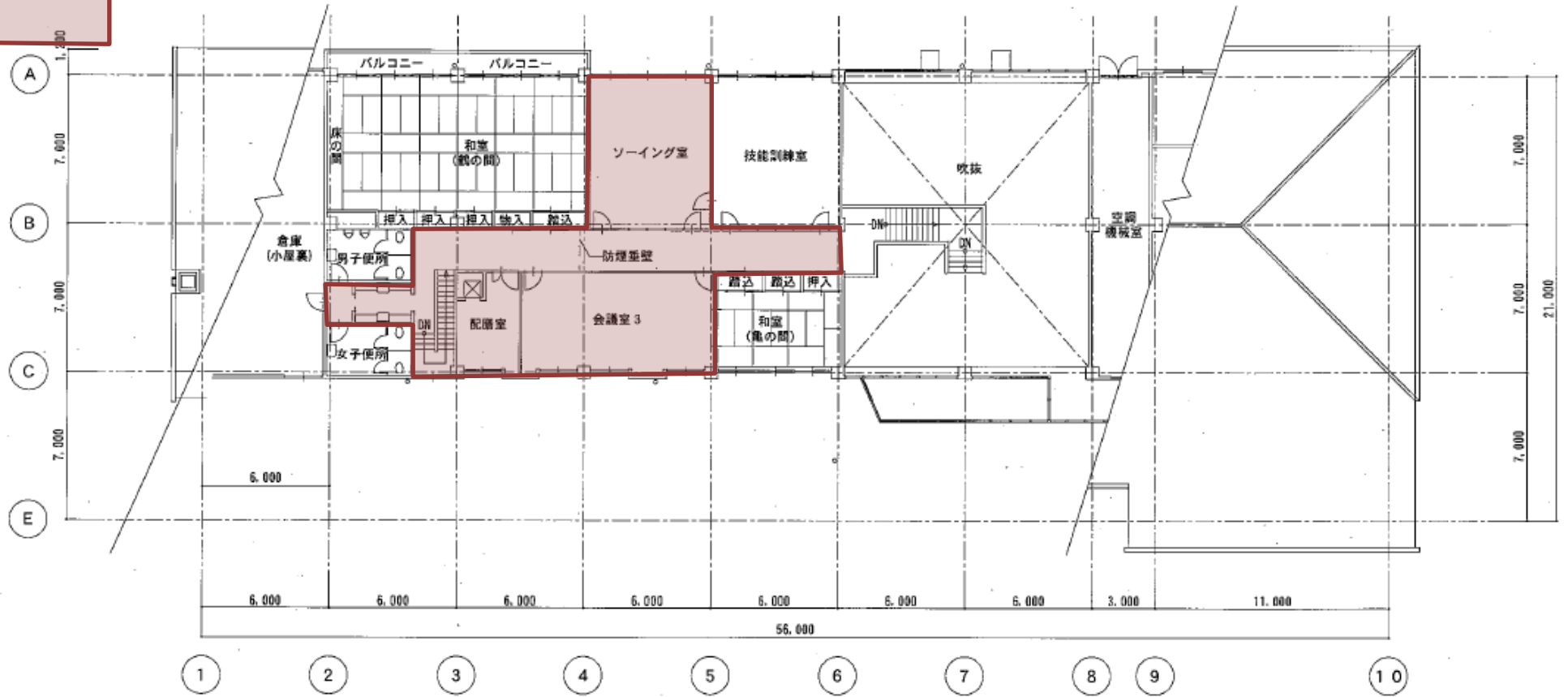
平面図 S=1/200

弾性床
表面洗淨範囲

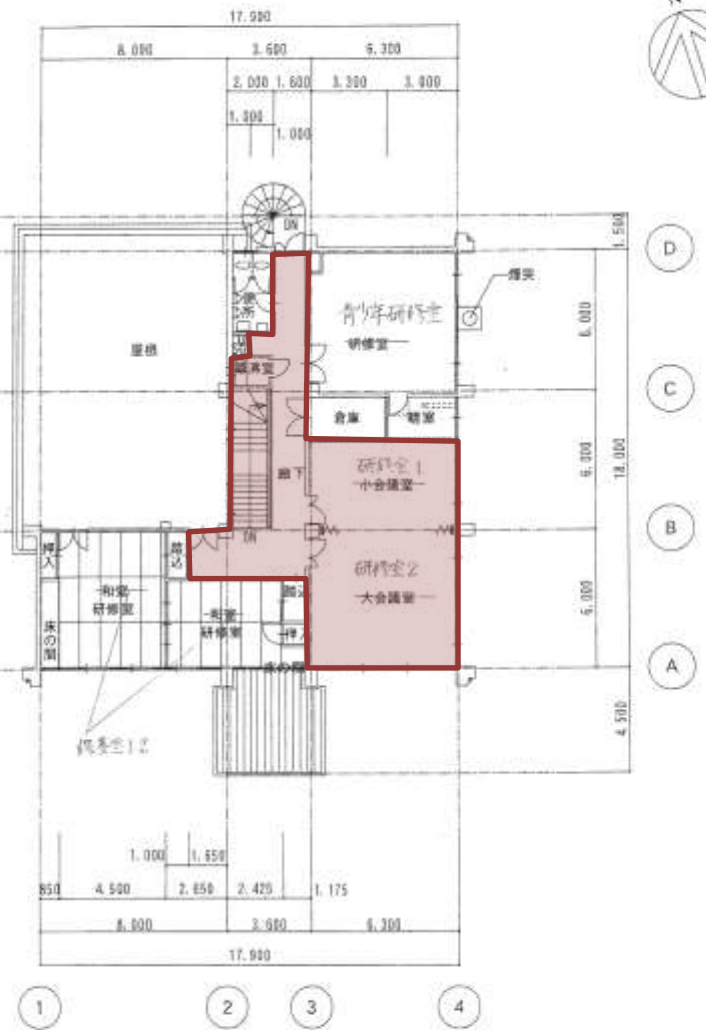
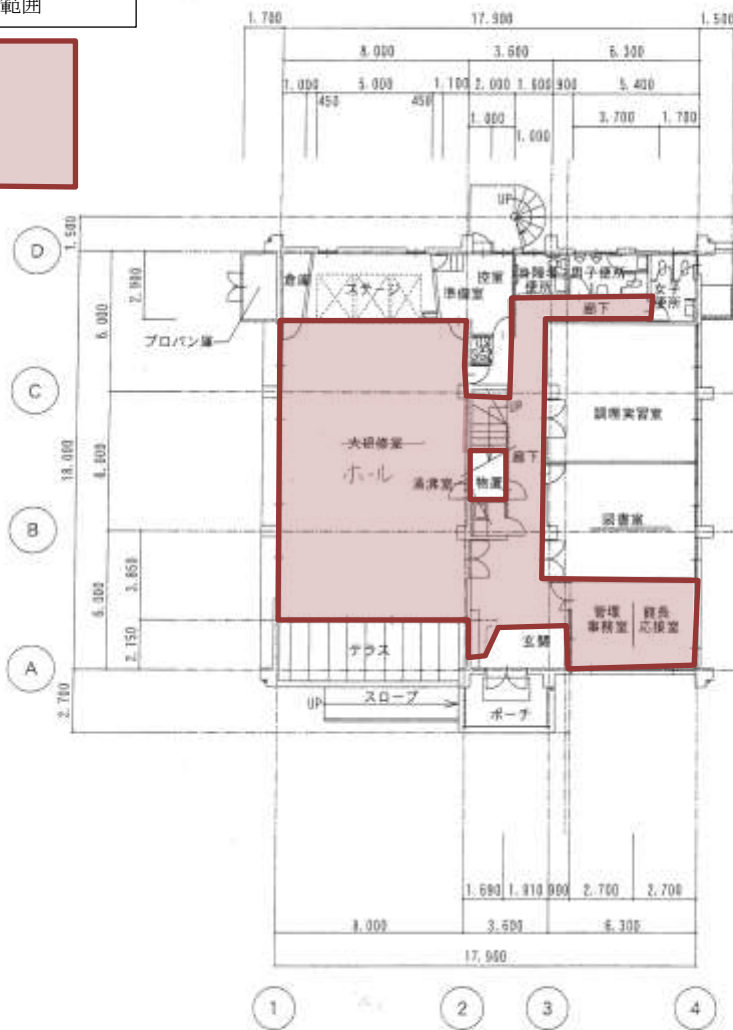
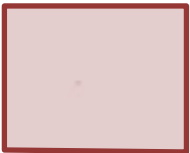


1階平面図 S=1/200

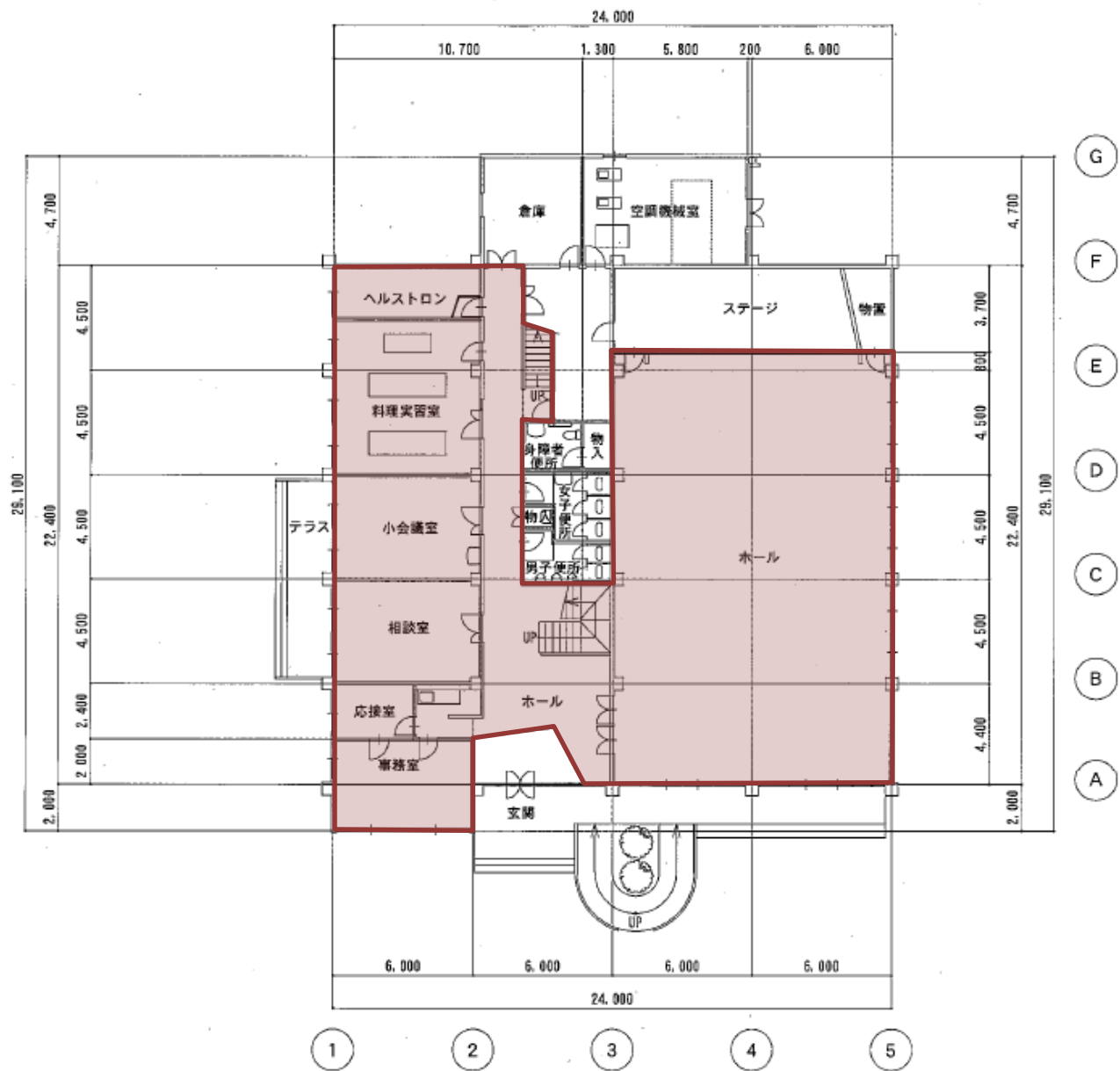
弾性床
表面洗浄範囲



弾性床
表面洗浄範囲

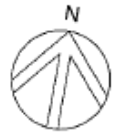
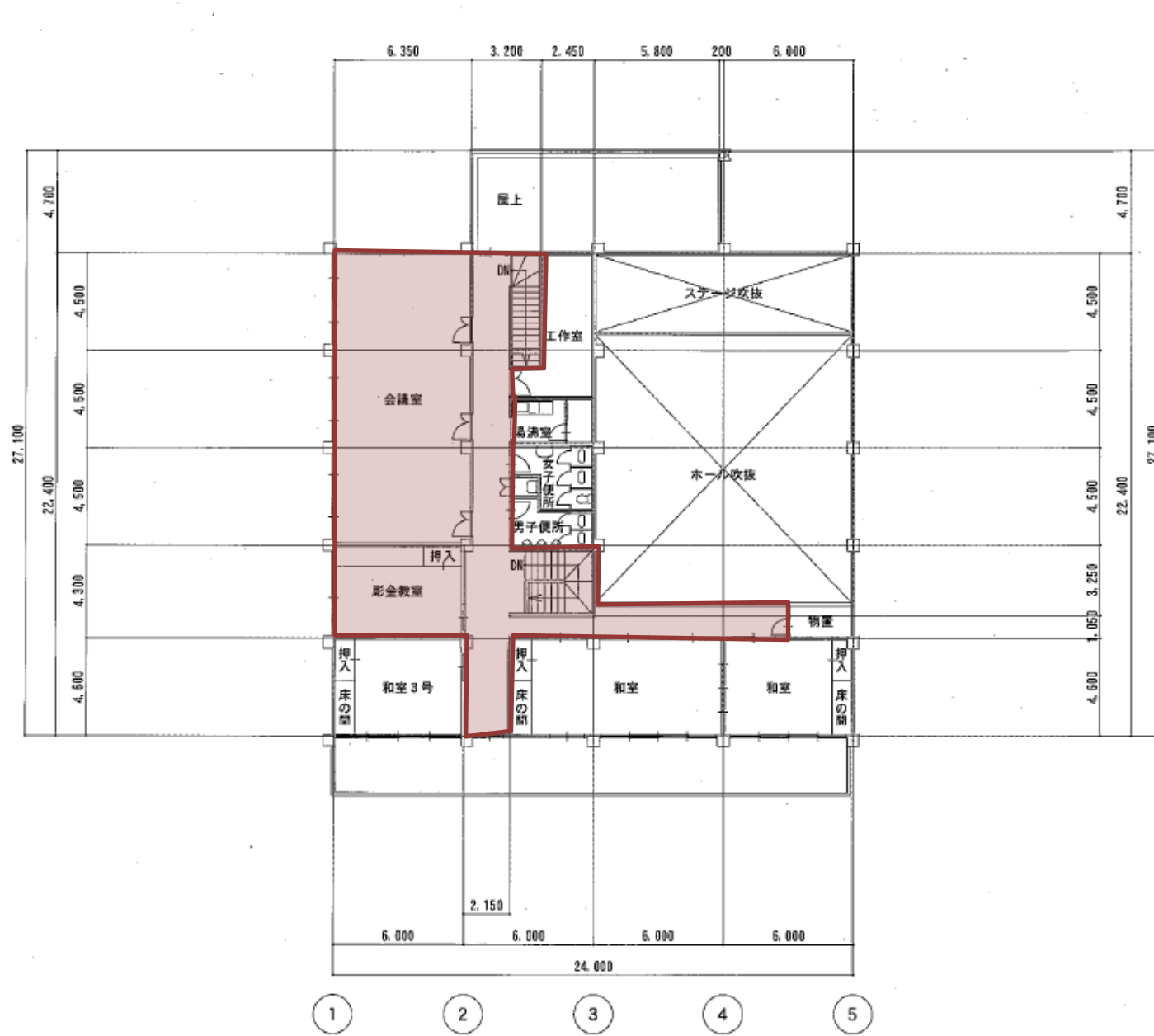


高屋東地域センター



弾性床
表面洗浄範囲





○G

弾性床

○F

表面洗淨範囲

○E



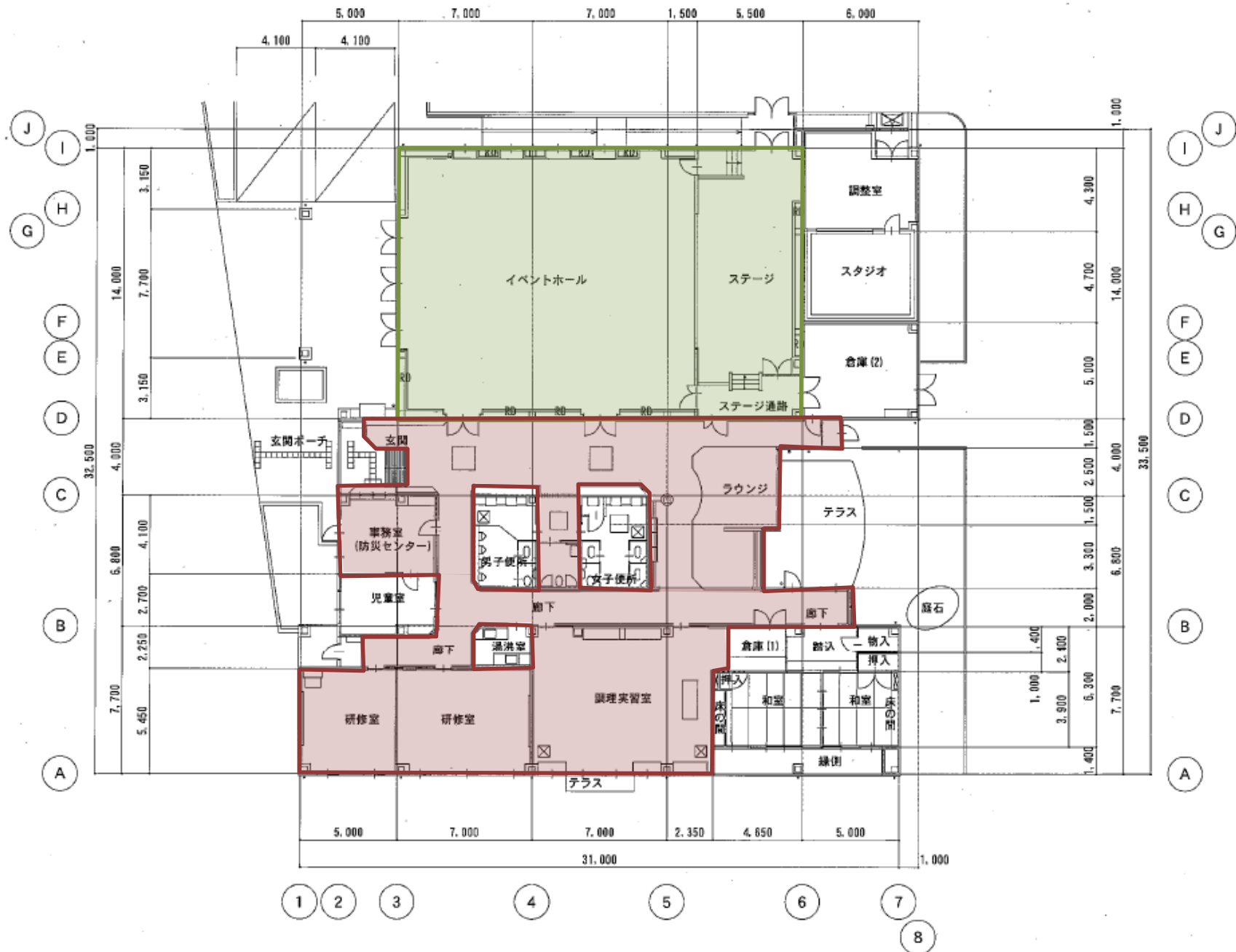
○D

○C

○B

○A

2階平面図 S=1/200

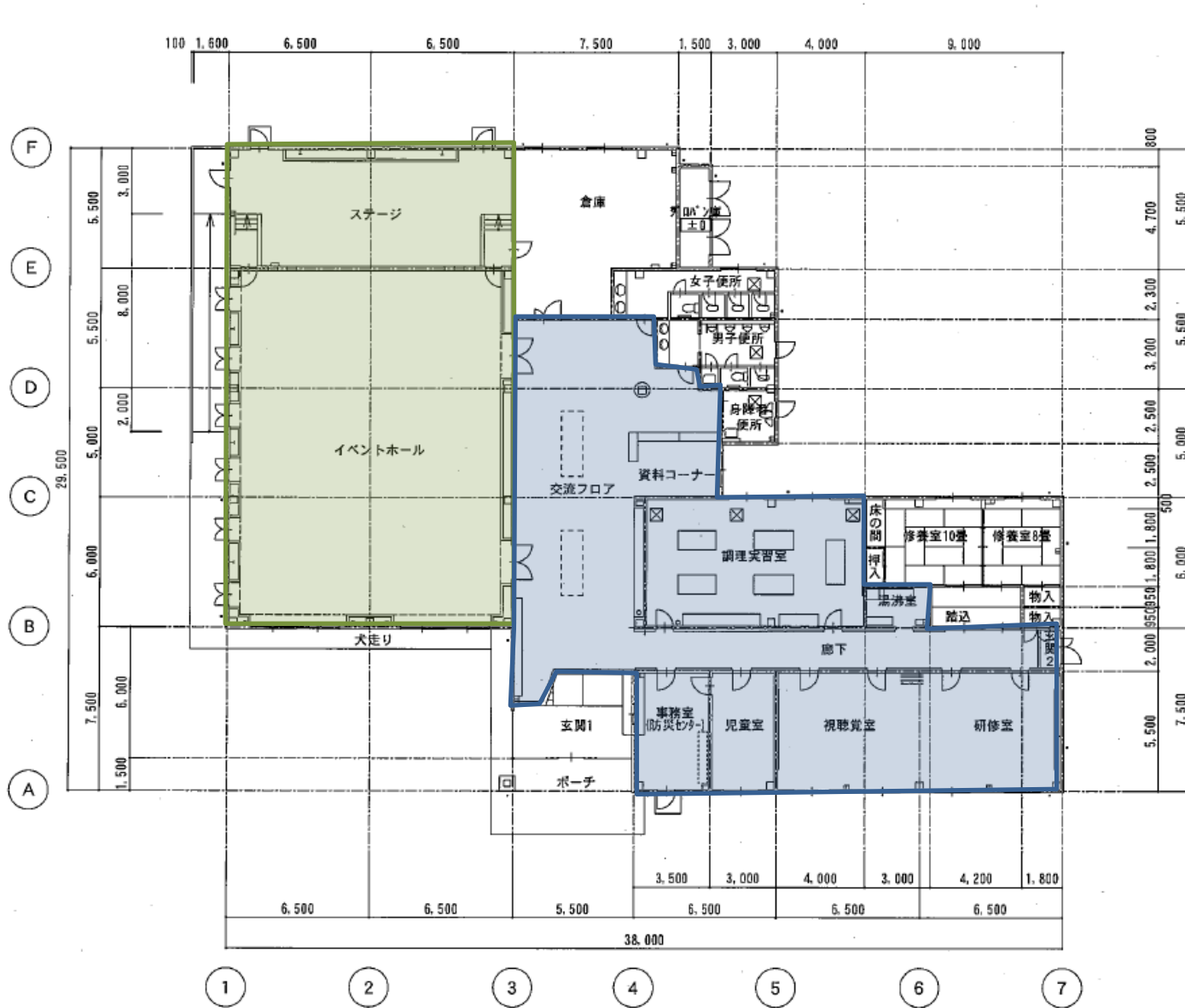


N

弾性床
表面洗浄範囲

木床 (フローリング)
表面洗浄範囲

平面図 S=1/200



木床 (フローリング)
表面洗浄範囲



弾性床
剥離洗浄範囲

